

社会保険料について

2025年6月13日、年金制度改正法が成立し、社会保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大が決定しました。2026年10月以降、パート・アルバイト等の加入対象者範囲の拡大や子ども・子育て支援金の新設など、社会保険制度が大きく変わっていきます。

そこで今回は社会保険について算定基礎届から適用拡大、子ども子育て支援金等の一般的な内容をお伝えさせていただきます。

㊦ 算定基礎届とは

毎年4～6月の3ヶ月間の平均給与額から被保険者の標準報酬月額を決定するためにその年の7月1日～10日迄の間に提出する書類のことを言います。

算定基礎届を提出することにより、その年の9月から1年間使用される標準報酬月額が決定されます。(ただし、年の途中で報酬の額が著しく変動した際は随時改定の届が必要)

また、計算には通勤手当や残業手当も含まれるため、4月～6月の間に残業が多かった場合、標準報酬月額が高くなり保険料の負担額も高くなってしまいます。

㊦ 社会保険の適用拡大について

現在、以下の5つの要件をすべて満たすパート・アルバイト等に、社会保険への加入が義務づけられています。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 賃金月額が8.8万円以上(年収106万円以上)である → **2026年10月撤廃予定**
- 従業員51人以上の企業に勤務している → **2035年10月までに段階的に撤廃予定**
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生でない

今後、以下の通り適用範囲が拡大していく見込みです。

適用拡大の対象となる企業

今後、適用の範囲を段階的に拡大していきます。

企業の規模
短時間で働く従業員が社会保険の加入対象となる企業の範囲が段階的に拡大されます。

従業員数 51人以上 の企業 2027年9月まで	
従業員数 36～50人 の企業 2027年10月から	従業員数 21～35人 の企業 2029年10月から
従業員数 11～20人 の企業 2032年10月から	従業員数 10人以下 の企業 2035年10月から

従業員数の数え方
事業所(法人の場合はその法人全体)の「現在の厚生年金保険の加入対象者」

= フルタイムの従業員数 + 週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数

原則として、従業員数の基準を定額上回る企業等(※)が適用対象となります。
※1年のうち6月間以上、厚生年金保険の被保険者の総数が基準を超えることが見込まれる企業等。

加入の対象となる方

令和7年年金制度改正により、企業の規模に応じて段階的に、以下の要件を満たすパート・アルバイトの方も社会保険の適用対象となります。

加入対象者は以下の要件を満たすパート・アルバイトなどの従業員です。

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。

週の所定労働時間が
20時間以上

月	火	水	木	金
4h	6h	6h	4h	4h

※1 残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。

学生ではない

学生証

※2 一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

所定内賃金が月額8.8万円以上

※3 最低賃金以上で週20時間以上働く方はこの要件も満たすことになるため、収入を認識する必要はありません。(2026年10月に賃金要件を撤廃予定)

※4 この他、フルタイムの従業員と同じく2ヶ月を超えて雇用される見込みである必要があります。

【参照】厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」

⑤ 子ども・子育て支援金について

子ども・子育て支援金は令和8年4月分から医療保険料とあわせて支払が始まります。2026年度の平均月額是被保険者一人当たり約550円、国民健康保険は一世帯当たり約300円、後期高齢者医療保険は一人当たり約200円の試算と、全国民の負担があります。

給与の方は概ね5月給与からの天引き、国民健康保険や後期高齢者医療保険は6～7月に納入通知書が送付される予定です。

令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和8年3月分～運用
 ・介護保険料率：令和8年3月分～運用
 ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～運用
 ・子ども・子育て支援金率：令和8年4月分(5月納付分)～運用
 ・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～運用

標準報酬 等級	月額	報酬月額		全国健康保険協会標準健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料	
		円以上	円未満	介護保険第2等級保険者に該当しない場合		介護保険第2等級保険者に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分)から納付いただきます		一般、既内員・留員	
				金額	折半額	金額	折半額	金額	折半額	金額	折半額
1	59,000	59,000	59,000	5,713.0	2,856.5	6,652.6	3,326.3	133.4	66.7	133.4	66.7
2	68,000	68,000	73,000	6,689.0	3,344.5	7,799.6	3,899.8	156.4	78.2	156.4	78.2
3	78,000	73,000	83,000	7,683.0	3,841.5	8,946.6	4,473.3	179.4	89.7	179.4	89.7
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,688.0	4,344.0	10,093.6	5,046.8	202.4	101.2	202.4	101.2
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,653.0	4,826.5	11,240.6	5,620.3	225.4	112.7	225.4	112.7
6(3)	108,000	101,000	107,000	10,244.0	5,122.0	11,928.6	5,964.4	239.2	119.6	239.2	119.6
7(4)	118,000	107,000	114,000	10,835.0	5,417.5	12,817.6	6,308.8	253.0	126.5	253.0	126.5
8(5)	128,000	114,000	122,000	11,623.0	5,811.5	13,634.6	6,787.3	271.4	135.7	271.4	135.7
9(6)	138,000	122,000	130,000	12,411.0	6,205.5	14,452.2	7,226.1	289.8	144.9	289.8	144.9
10(7)	148,000	138,000	138,000	13,199.0	6,599.5	15,369.8	7,684.9	308.2	154.1	308.2	154.1
11(8)	158,000	148,000	148,000	14,000.0	7,000.0	16,287.4	8,143.7	326.6	163.3	326.6	163.3
12(9)	168,000	158,000	155,000	14,775.0	7,387.5	17,205.0	8,602.5	345.0	172.5	345.0	172.5
13(10)	178,000	168,000	165,000	15,550.0	7,775.0	18,122.6	9,061.3	363.4	181.7	363.4	181.7
14(11)	179,000	165,000	175,000	16,745.0	8,372.5	19,499.0	9,749.5	391.0	195.5	391.0	195.5
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,730.0	8,865.0	20,646.0	10,323.0	414.0	207.0	414.0	207.0
16(13)	180,000	185,000	185,000	18,715.0	9,357.5	21,793.0	10,896.5	437.0	218.5	437.0	218.5
17(14)	190,000	185,000	210,000	19,700.0	9,850.0	22,940.0	11,470.0	460.0	230.0	460.0	230.0
18(15)	200,000	210,000	230,000	21,675.0	10,837.5	25,234.0	12,617.0	506.0	253.0	506.0	253.0
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,640.0	11,820.0	27,528.0	13,764.0	552.0	276.0	552.0	276.0
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,610.0	12,805.0	29,822.0	14,911.0	598.0	299.0	598.0	299.0
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,580.0	13,790.0	32,116.0	16,058.0	644.0	322.0	644.0	322.0
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,550.0	14,775.0	34,410.0	17,205.0	690.0	345.0	690.0	345.0
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,520.0	15,760.0	36,704.0	18,352.0	736.0	368.0	736.0	368.0
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,490.0	16,745.0	38,998.0	19,499.0	782.0	391.0	782.0	391.0
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,460.0	17,730.0	41,292.0	20,646.0	828.0	414.0	828.0	414.0
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,430.0	18,715.0	43,586.0	21,793.0	874.0	437.0	874.0	437.0
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,385.0	20,192.5	47,027.0	23,513.5	949.0	474.5	949.0	474.5
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,340.0	21,670.0	50,468.0	25,234.0	1,012.0	506.0	1,012.0	506.0
29(26)	470,000	455,000	485,000	46,295.0	23,147.5	53,909.0	26,954.5	1,081.0	540.5	1,081.0	540.5
30(27)	500,000	485,000	515,000	49,250.0	24,625.0	57,350.0	28,675.0	1,150.0	575.0	1,150.0	575.0
31(28)	530,000	515,000	545,000	52,205.0	26,102.5	60,791.0	30,395.5	1,219.0	609.5	1,219.0	609.5
32(29)	560,000	545,000	575,000	55,160.0	27,580.0	64,232.0	32,116.0	1,288.0	644.0	1,288.0	644.0
33(30)	590,000	575,000	605,000	58,115.0	29,057.5	67,673.0	33,836.5	1,357.0	678.5	1,357.0	678.5
34(31)	620,000	605,000	635,000	61,070.0	30,535.0	71,114.0	35,557.0	1,426.0	713.0	1,426.0	713.0
35(32)	650,000	635,000	665,000	64,025.0	32,012.5	74,555.0	37,277.5	1,495.0	747.5	1,495.0	747.5

【参照】東京都「令和8年 健康保険・厚生年金保険の保険料額表」(一部抜粋)

⑥ 社会保険の調査について

近年、社会保険の調査が大変増えているようです。調査の主なポイントは次のとおりです。

- ・パート、アルバイトの適正な加入
- ・社会保険の加入時期
- ・社会保険の標準報酬月額が適正であるか
- ・賞与支払届の提出もれや届け出に誤りがないか
- ・60歳になる従業員を加入しているか

2024年10月から、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になりました。新たに対象となった従業員を適切に加入させているかも調査のポイントとなっているようです。

- ・未加入者が見つかるとうなるか

社会保険の加入条件を満たしているのに加入を怠った場合は、入社日または加入要件を満たした日まで遡って、**最大2年間の保険料支払い**を要求されることがあります。調査の際に指摘事項があった場合、会社にも従業員にも大きな負担となってしまいます。

社会保険の手続きは社会保険労務士の「独占業務」です。社労士以外が手続きを行う方法は自社で行う、弁護士(特例)のみとなりますのでご注意ください。ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。